

## 長泉北地域包括支援センター（介護予防支援）運営規程

### （事業の目的）

第1条 長泉町が開設する長泉北地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

- 第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
  - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

### （センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 長泉北地域包括支援センター
- ② 所在地 下長窪 781-1（ながいずみホーム地域づくりセンターモク・オハナ内）

### （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務）  
管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
- ② 担当職員  
保健師（看護師） 2名（常勤）  
主任介護支援専門員 2名（常勤）  
社会福祉士 1名（常勤）  
担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

### （営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

### （指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等）

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法（平成27年長泉町条例第3号第31条から第33条の規定）に従って実施
- ② 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。
- ③ サービス担当者会議について
  - 1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。
  - 2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- ④ 担当職員による居宅訪問頻度等
  - 1) 提供開始月
  - 2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
  - 3) サービスの評価期間が終了する月
  - 4) 利用者の状況に著しい変化があったとき  
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- ⑤ モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、概ね長泉北中学校区（自治会名：元長窪、上長窪、屋代住宅、八分平、下長窪、池田、尾尻住宅、谷津、駿河平、南一色、東べ南一色、納米里、上土狩、惣ヶ原、エンゼル、鮎壺黄瀬川以西）とする。

（虐待の防止）

第8条 センターは、虐待の発生又は再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる・

- ① 社会福祉法人聖家族の園における虐待防止のための対策を検討する委員会に定期的に参加し、その結果について、センター職員に周知徹底を図る。
- ② センターにおける虐待防止のための指針は、社会福祉法人聖家族の園の指針に準じることとする。
- ③ センターは担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること及び、社会福祉法人聖家族の園で実施する研修や、その他外部研修に参加する機会を設ける。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当職員は、長泉北地域包括支援センター管理者とする。

（事故発生時の対応）

第9条 センターは、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに長泉町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（苦情処理）

第10条 センターは、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付担当者を置く。

- 2) センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、その解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第11条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後6カ月以内

② その他の研修 年1回

2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は長泉町及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月 日から施行する。